

ればできない、そういうふうなことに
なつてゐるのですか。

○山口(正)政府委員 昨日大臣が御説
明申し上げましたように、現在実施し
ております検査は、総司令部から出さ
れております回章の中に入国港を指定
されておりますので、そういうふうな
措置をとつておるのでございます。

○砂間委員 それだつたら、現在の指
定されておる入国港あるいは着陸飛行
場をここへきめておきまして、そうし
て変更する場合には、この法律の一部
改正として出したらよいと思ふので
すが、どういふわけですか。

○山口(正)政府委員 検査を実施いた
しますために、検査所を設置いたし
ます場合には、地方自治法で国会の承
認を求めることになつておりますの
で、実際に検査所を設けます場合に
は、その一つ一つについて国会の承認
をお願いすることになつております。

○砂間委員 それから軍用艦船等の検
疫につきましては、第二十二條で「別
に法律で定める」ということになつ
ております。これも今占領下でありま
して、やむを得ない措置かもしれませ
んが、しかし、この軍用飛行機や軍用
艦船の検査が、日本政府でできないと
いうことになつておきますと、これは
検査上非常におおきな穴が開くこと
なるのではないかと思ふわけですが、
この点どうですか。

○山口(正)政府委員 これは現在わが
国に行われております肉体的な立場か
ら、たゞいますぐ軍用艦船に対
して、あるいは軍用機に対して、検査を
実施するというのが困難でございま
すので、これは議和條約が成立いたし
ましたあかつきに、別に法律で定めて

いたきたい、そういうふうな考えて
おります。

○砂間委員 現在は占領下でできな
い、主権の及ばないことかもしれませ
んが、現在の軍用飛行機や軍用艦船に
ついての検査は、どういふふうな事
になつておられますか。連合軍最高司令
部の方で嚴重にやつておられるので
か、それともルーズになつておるの
ですか。最近聞くところによりますと、
天然痘などが大分はやつておるよう
であります。朝鮮でもやはりやつて
おります。朝鮮からうつつて来たの
じやないかというふうなことをよく言
われるのです。あるいはけさの新聞で
か、罹患者なんかは、朝鮮の方から
つて来た罹患者が非常に多いという
うなことが、明石かどこかの艦隊
の所長さんですか、言つておつたよ
うですが、そういうふうな点を見ま
して、軍用飛行機あるいは軍用艦船等
の検査の実施状況は、完全なものにな
つておるか、それらの点につ
いて、私ども多少不安を感じるわけ
です。それらの実情についておわかり
でしたら、御説明願ひたいと思ひま
す。

○山口(正)政府委員 現在の軍用艦船
あるいは軍用飛行機に対する検査
は、責任は連合軍当局の責任におい
てやつておられます。実務につきま
しては、日本の検査官が相当関与して
おられます。

○砂間委員 それから第十八條の仮
検査証の交付のことについてであり
ますが、これは今度のこの法律で新た
につくられたということが、提案理由
の説明の第三項に書いてあります。一
般の衛生状態等から勘案して、おそ
らく検査伝染病の侵入のおそれがない

あると認められる場合には、船舶等
の運輸経済の点を考慮に入れて、
一定の条件のもとに仮検査証を交付
し」というふうになつております
が、おそれがほとんどないと思われ
るといふような場合は、検査所長が認
定するわけですか。具体的に言つ
て、どういふような国あるいは地方等
をさしておられるのですか。

○山口(正)政府委員 それは現在世界
保健機構の仕事として、世界各地に
おける伝染病の情報を毎週私どもは得
ておりますので、その伝染病情報によ
りまして、伝染病が流行しているか、し
ていなくかということを知り得
ますので、その状態を勘案いたしま
して、その判定をいたしたい、そう
いふふうな考えております。

○砂間委員 それから一港検査主義に
なりまして、便利などは便利なん
ですが、外国から来た船舶、あるいは
外国の港を寄つて来た船舶は、全部
検査港へ最初に入つて検査を受けな
ければ、目的の港へ入れないこと
になると思ひますが、これはどんな
小さな船舶でもみなそうですか。
たとえば二十トン、三十トンの機
帆船みたいな小さな船舶でもそ
うですか。

○山口(正)政府委員 従来の検査法
は、二十トン以下のものは除外して
ございましたが、最近の海外の伝染
病の流行状況、あるいは海外の距離
という点から考えまして、今御審議
願つております法案におきましては、
小型船舶も包含するということに
いたしました。ただ二、三の点につ
いて、小型船舶について除外の規定
はございませぬ。しかし一応検査を
受けなければならぬという点につ
きまして

は、小型船舶は除外しておりませ
ぬ。○砂間委員 今度の検査法によ
りまして、罰則がたいへん重くな
つていて、特に刑罰等がついてお
るようですが、この罰則を特に重
くしたという事情は、どういふ事
情なんですか。○山口(正)政府
委員 特に重くしたという御質問
でございますが、本件につきま
しては、海外から参ります伝染病
の国内侵入防止という観点から考
えまして、検査当局と打合せをし
て、この規定を設けたわけござい
ます。○砂間委員 この法律を
実施する上、予算はどのくらいか
かるのですか。○山口(正)政府
委員 現在二十六年度予算として
、検査業務実施のために計上
されております予算は、一億八千
円余でございます。

○砂間委員 それで新たに検査所を設
けたり、あるいは検査所の職員
の費用等は、全部まかなえるわけ
ですか。○山口(正)政府委員 現
在検査所を設けておられますのは、
十七箇所の港、二箇所の飛行場
でございますが、そこにおきま
す人員が六百三十名でございます
。それから船と航空機をま
しめて、大体一年間に二百四十
万余り、人間にいたしまして百
二十六万余りの者を対象として
実施いたしますのに、おおよそ
それくらいは予算を計上して
おります。なお船舶の数が非
常にふえて参ります。対象人員
が非常にふえて参ります。それ
に從つて経費も増大して参
ります。そういうふうな存
してお

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

○山口(正)政府委員 現在この検査業
務につきましては、地方の負担は
ございませぬ。全額国庫負担で
実施いた

しておきます。

○砂間委員 それから緊急避難といふことが第二十一條に規定してございませぬ。「急迫した危険を避けるため、やむを得ず当該船舶等を国内の港に」云々といふことが、この「急迫した危険」といふことは、どういふ場合をさすのでございませぬか。

○山口(正)政府委員 「急迫した危険」と申しますのは、火災とか損傷あるいは荒天、あるいはそのほか食糧、飲料水がなくなつてしまつた、そういうふうな場合を考へておられます。

○松永委員 他に本法案についての御質疑はありますか。——なければこの際本法案の取扱いについてお諮りいたしたいと存じます。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕
○松永委員 速記を始めてください。お諮りいたします。本案の質疑を終了するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員 御異議なしと認め、本法案の質疑は終局いたしました。

次に、本法案の討論に入るのでございませぬが、本案の討論につきましては別に通告もございませぬので、これを省略し、ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員 御異議なしと認め、これより検査法案の採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○松永委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお議長に提出する報告書の作成に關しましては、先例により委員長に御一任願ひたいと存じますから、さよう御了承を願ひます。

○松永委員 次に、保健婦助産婦看護婦法に關する件について、金子委員、松谷委員より発言を求められておりますので、順次これを許します。金子委員。

○金子委員 休会前の国会におきまして、ざり／＼の末期によりやくにして看護婦法の一部改正法律が出たわけでありますが、当時この法律を可決するにあたりまして、その中でもことに重要な問題でありまして、その既得権者を新しい制度の國家登録にするための手続等につきまして、省令にまつといふ面を大きく残しておるわけでありまして、この省令のいかんによつて、法律が非常にきつものになるか、あるいはゆるいものになるかというところが相談するところは、そこにどうかと思われ、その法律の目的を達成するためにも、この法律の目的を達成するためにも、その省令等については、この委員会に一応はかかるようにすることをお願いもして、その上、あの法案が通過する過程をとつたのであります。そこでこの会期もはや終りに近づいておられますので、この機会に政府の方からその省令の内容をお示し願ひする段階に、もうすでになつておると思ひますので、本日はそれをお示し願ひいたします。そうしてかつてきめました看護婦

法が、實際のこの法の適用者に対して、非常な不便を感じられないように研究いたしたいと思つております。そこできょうは相対日過ぎておりますし、すでにその内容もおできだと思つておりますので、その説明をひとつお聞きしたいと思つております。

○久下政府委員 助産婦看護婦法の施行規則につきましては、実はただいま鋭意検討いたしておるのであります。実は一番問題の認定講習に關しまして、予算の点が、まだ明白になつておりません。關係もありまして、本日のところは、お目にかけるまでの成案を得ておらないのであります。極力やつておりますので、もしばらく御猶予をいたしたいと存するのであります。

○金子委員 もうしばらくというところ、今会期は二十八日で終わりますので、その事前になされなければ、會議はしばらくの間召集されないことになる。というところは、われ／＼には關係なく細則を進めるといふ結論になると思つてはからいます。その点はどういふふうにはからいますか。

○久下政府委員 お約束でもございませぬし、そういうつもりはございませぬ。私どもとしては、大体今会期中には何とか骨子だけでもまとめまして、お目にかけたらと思つて極力やつておりますので、多分本会期は極力かかれば、予算の執行上、財務当局との交渉がいろいろあります。いろいろもんでおるのであります。いろいろもんでおるのであります。いろいろもんでおるのであります。

○金子委員 結局その要点は、既得権者をどうするかという認定講習だけの問題なんでありまして、認定講習の問題は、予算がないとか何とか、いろいろつけねば、いくらでもつくづくのでありますけれども、問題は認定講習の幅、程度をどうするかということによつてきまりますので、それによつて予算をたくさんかけないこともできるし、予算をたくさんかけないこともできるものであります。その運用に非常なデリケートな点があるからして、私はいくらも申し上げておるわけにありません。ですから、あれだけの期間があつていまだにそれができないというのには、そこに私どもは割り切れない問題があるわけでありませぬ。ことにあの法案というものは、あなたの方の委員会も、一応私どもの見るところによつて、好ましくない意見を持つておつた。議員の人たちが、ほんとうに委員長初め一致こぞつて強引に運したというふうなことがあるだけに、あなたの方のあの処置が、時期が遅れるというところは、なるほど政府の、事務当局の考え方の根本がそこにあるから、いまだにできないのだ、こういうことを邪推せざるを得ない立場にあるわけなんです。その点次長はどうお考えになりますか。

○久下政府委員 ここに看護課長が来ておられますから、今までの具体的な経過につきまして申し上げさせることにいたしたいと思ひますが、要点は、認定講習をいたしますにつきまして、予算の執行上、財務当局との交渉がいろいろあります。いろいろもんでおるのであります。いろいろもんでおるのであります。いろいろもんでおるのであります。

○金子委員 かつてにやろうという意思はないにしましても、あの法律の審議の過程におきまして、あなたの方の相談相手であつたところの審議会は、絶対反対だという態度をばつたり表明しておりました。そういうふうにもつて来ましただけに、よけいにいけないうんじやないかという、さういふ申し上げたような邪推が当然出るのであります。それと同時に、事務がたくさんの予算を要するとか、あるいは実施の上には不可能に近いような問題であれば別といたしまして、私どもの常識で考えれば、それほど大きな問題ではないと思つておられます。ですから、それはもちろん考え方にしまして、あなたの方の認定講習というものは、非常に程度の高いものを要求しておるが、私どもは、認定講習というものは、一応そういう過程を経なければ面目が立たないから、そういう形にしてほしいというふうな意思でやつておるわけでありませぬし、ことに法案が通つたあとに、これは私ははつきり表面から言うことはどうかと思ひますが、仄聞するところによつて、こんなことなら、いつそのこと一挙に全部國家登録にしてしまつて、そうしてあとから認定講習をする方がよかつたというふうな逆な意見さえ、事務当局からは出ておるといふことも聞いておられます。そういうふうな点の意思の齟齬から、なか／＼この問題がはか／＼しく進まなかつたんじやないか、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。そこで今会期中にやるとすれば、一体今会期中のいつごろまでに大体その問題の原案をお示

では毛頭ないことだけは、御了承いたしたいと思ひます。

○金子委員 かつてにやろうという意思はないにしましても、あの法律の審議の過程におきまして、あなたの方の相談相手であつたところの審議会は、絶対反対だという態度をばつたり表明しておりました。そういうふうにもつて来ましただけに、よけいにいけないうんじやないかという、さういふ申し上げたような邪推が当然出るのであります。それと同時に、事務がたくさんの予算を要するとか、あるいは実施の上には不可能に近いような問題であれば別といたしまして、私どもの常識で考えれば、それほど大きな問題ではないと思つておられます。ですから、それはもちろん考え方にしまして、あなたの方の認定講習というものは、非常に程度の高いものを要求しておるが、私どもは、認定講習というものは、一応そういう過程を経なければ面目が立たないから、そういう形にしてほしいというふうな意思でやつておるわけでありませぬし、ことに法案が通つたあとに、これは私ははつきり表面から言うことはどうかと思ひますが、仄聞するところによつて、こんなことなら、いつそのこと一挙に全部國家登録にしてしまつて、そうしてあとから認定講習をする方がよかつたというふうな逆な意見さえ、事務当局からは出ておるといふことも聞いておられます。そういうふうな点の意思の齟齬から、なか／＼この問題がはか／＼しく進まなかつたんじやないか、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。そこで今会期中にやるとすれば、一体今会期中のいつごろまでに大体その問題の原案をお示

では毛頭ないことだけは、御了承いたしたいと思ひます。

○金子委員 かつてにやろうという意思はないにしましても、あの法律の審議の過程におきまして、あなたの方の相談相手であつたところの審議会は、絶対反対だという態度をばつたり表明しておりました。そういうふうにもつて来ましただけに、よけいにいけないうんじやないかという、さういふ申し上げたような邪推が当然出るのであります。それと同時に、事務がたくさんの予算を要するとか、あるいは実施の上には不可能に近いような問題であれば別といたしまして、私どもの常識で考えれば、それほど大きな問題ではないと思つておられます。ですから、それはもちろん考え方にしまして、あなたの方の認定講習というものは、非常に程度の高いものを要求しておるが、私どもは、認定講習というものは、一応そういう過程を経なければ面目が立たないから、そういう形にしてほしいというふうな意思でやつておるわけでありませぬし、ことに法案が通つたあとに、これは私ははつきり表面から言うことはどうかと思ひますが、仄聞するところによつて、こんなことなら、いつそのこと一挙に全部國家登録にしてしまつて、そうしてあとから認定講習をする方がよかつたというふうな逆な意見さえ、事務当局からは出ておるといふことも聞いておられます。そういうふうな点の意思の齟齬から、なか／＼この問題がはか／＼しく進まなかつたんじやないか、こういうふうな考へておるわけでありませぬ。そこで今会期中にやるとすれば、一体今会期中のいつごろまでに大体その問題の原案をお示

し願えるかということ、最後にお聞きしておきます。

○久下政府委員 来週の中ば過ぎに、ここに御相談申し上げるような段階になると思っております。

○松谷委員 すでに金子委員からいろいろ次長に対して質問しておられましたそのお答えによりますと、来週の末ごろには大休省令の内容も表示していただける、あるいは認定講習の内容というふうなものを表示していただけるという、大休のお話はいただいたのですが、ちょうど政務次官もお見えになります。政務次官も御承知だろうと思っております。すでにこの法案を成案いたします場合に、相当の問題となつて、そうしてことに既得権者の切りかえの問題について、いろいろと急を要する試験その他とかみ合せての問題が出て参りました。今お話のような認定講習の問題については早急に本省が案を練るといふふうな約束で、おそれく委員会とおつたと私に考えておるのでございます。この点について、すでに中一箇月もございましたのに、いまだに成案が出て来ないという点について、金子委員同様私も非常に残念だと思つてございます。これは私が残念だと思つて以上、すでに既得権者の方たちの、日々その精神的ないろいろの打撃というものは、相当なものであろうと私も想像いたします。またそういう実態も相当私どものところに届いておるのでございます。また、これはこういう点について、あとで政務次官からも一言政務次官としてのお考えを伺つておきたいと思つておられます。なお私が特に伺いたいのは、看護

課長もおいでになります。漏れ聞くところによりますと、本省の方々が地方に出かけられていろいろ発言をなさる際に漏らされるその言葉の中に、せつかく本省が看護婦さんたちの質的な向上をはかろうと考えていたけれども、国会議員のよけいないろいろの意見のために、どうも厚生省としての意見が十分に通らなかつた点があるというふうなことを、公開の席上において発言なすつたというふうなことも聞き及んでおられます。そういうことを私自身で聞いておられますから、どこまではつきりしてあるか、あるいは速記を調べようとしたら、速記が、速記がございませぬので、これも私は確実にごうだということ、今は責任を持つて申せませぬが、少くともそういうことを漏れ聞くというふうなことになることは、私も、どうもそれをそのままにしておくことは、これほどのいろいろ問題があつたあとのごうだと思つておられます。これは厚生省、ことに看護課長あるいは次長のお出ましのこと、はつきりとひとつさういふ点を伺つておきたいと思つておられます。少くとも厚生省がいまだにそういう考えをもつてこの法案を取扱つておられる、あるいはまた一部では、既得権の切りかえというものは非常に困難である。ことに認定講習というものは、早急に早急に行われるものではない、相当年月がかかるから、できるだけ試験をたくさん受けておかなければ、その切りかえをやつていってもなかなかに日暮れて道遠だといふような発言をなされた向きがあるといふふうな伺つては、私も、私どもがせつかく法案を改正したその精神と、またたく逆を行くものではないか

と思つておられます。これはひとつ本省のお考えをあらためて直接伺つておきたいと思つておられます。この点についていかがでございますでしょうか。

○平澤政府委員 ただいまお尋ねのございました経過については、私もよく承知をいたしておるのでございまして、松谷委員と同様の考えを持つておるものでございまして、少くも来週の半ば過ぎには提案を御承知してお示しすることができるとお聞きしております。さういふことについて御了解を願いたいと思つておられます。

○久下政府委員 第二段の問題は、私からお答え申し上げます。笑はお話の内容とやや類似したようなことを、二、三日前にはかの国会議員の方から私も伺つたことがあるのであります。確かに、もしもさういふ事実があるといつたならば、これはゆゆしい問題であり、官吏として不謹慎なことであると思つて、さつそく看護課長にも話をし、いろいろと関係者を調べてもらつたのであります。お話を伺つておることを申した者はない。私もそう思つておられます。また調べました結果では、だれもさういふことを言つておらないのでございます。あるいは申しましたことが、若干誤解をされておるのではないかと思つておられます。いづれにいたしましても、私も、少くともさういふ考えは持つておりませんし、国会で御決定になられた法律を施行するのは、私どもの与えられた重大な責任であります。今後とも調査もいたしたいと思つておられます。また部内の者にも十分注意をいたしまして、さういふことのないようにいたしたいと思つておられます。

○松谷委員 笑はその一つの例は、三婦協会の大会においてさういふことを言われたといふことを、具体的な名前もわかつておられますが、さういふ席上でございまして、その名前は他の機会において申し上げることにして、本日は伏せておきますが、さうすると、一応本省の考えとなすつては、絶対にさういふ方針ではないということ、私どもの前で再確認をいたしたいのであります。さう解釈してよろしゅうございませぬか。

○平澤政府委員 私からお答え申し上げます。すべての法律はもちろんでございまして、ことにもうこの看護婦の問題は、満場一致でこの委員会も通したことでございまして、同時にまた、非常に検討を加えておられます。りつばな成案を得たのでございまして。もとより厚生省といわず他の役所においても同様だろつと思つておられますが、私どもは決して今御指摘せられたような考へでやつておるのではないと思つておられます。この法律の施行については、その立法の精神のあるところを、十分私どもは体得いたしてやつて行きたいと思つておる次第でございまして。

○松谷委員 この問題については、ひとつ徹底的に、さういふ局長はおいでございませぬが、局長にも次長からひとつお話ししていただくと、部内の統一をせよと至急にやつていただくと、厳格に監督していただきたいと思つておられます。

○松谷委員 ただいま金子委員並びに松谷委員の問題でございますが、私も御質問申し上げたいと思つておられますが、他の委員から御質問がございまして、省略いたします。政務次官もただいま御確約がございまして、けれども、一つの法律をばさんで、すでにでき上つておられますのに、国会議員がきめた法律を執行してくださる官吏の方々が、さういふかすを含みながら今後法律の本文を曲げられるということ、国民にとつては非常に迷惑なことだと思つて、単にこれは看護婦法だけの問題でなしに、あらゆる省において、あらゆる委員会において、私たちが十分警戒しながら、ことに国会議員はこの官吏の方々と仲よくして、法律を十分遂行して行かなければならぬのであります。御確約がございまして、私もその情報については承つておるのでございまして、今こつておるし上げるような形において、厚生省をどうさうしようと思つておられますが、一つの法律をばさんで国会の委員会と官吏とが対立するといふような、腹いせのような形で法律を曲げられるといふことは、被害をこうむります。これは国民でございまして、さういふこと、さういふ点十分御留意願いたい。

○青柳委員 私は笑はこの問題は、本日こつて初めてお聞きしたのであります。事は非常に重大であります。国会の権威に関するものであります。従つて、私はこの際委員長のお考えによりまして、大臣の責任において御調査願うか、あるいは国会の責任において調査するが、いづれか委員長におまかせいたします。厳重なる御調査を願います。

○松谷委員 ただいま青柳委員の御発言がございましたが、先ほどから、私もこれは初めて承るのであります。

が、先般来のこの問題の通過をいたした経緯から見ても、万一さうなことがありとするならばゆゆしき問題であると思ひます。これは国会の方で、当委員会に別これが査問調査のため小委員会を設けてやりまつか、あるいは政府当局の方から大臣の責任において調査を行つて、文書をもつて委員長あて御報告願うか、そのいずれかにしたいと思ひますが、どちらに御賛成が多いでしょうか。

○高橋(等)委員 事実といはしますれば、青柳委員の御発言の通り、これはまことに許すべからざることだと思ふ。そこでただいま直さんから御発言になつたような調子で、一応その詳しい報告をいただきました上で、もし必要があるなら、われわれで独自に調査をする、こういうお扱いの方がいいじやないかと思ひます。

○福田(田)委員 私選れて参りました、ほかの先生方から御質問もあつたことと思ひますが、御質問があつたらうと思ふようなことを、私も実は手紙なりあるいは看護婦さんから聞いてるのでございます。この間四月の下旬にありました三婦協会において厚生

省側が発言なされたそのこと、あるいは厚生省側が発言してない、そういうようなことは言つておられないというよりお話のようでありますが、私も二、三の看護婦さんから聞いたところによりますと、国会議員や労働組合なりが、せつかくのいい法律をがらやりに改悪した、こういうような改悪された法律をやつても、この認定講習なるものは厚生省で積極的にやる気がない。結局ひまがいろいろ、国家試験を受けなければならぬ、皆さん方が国家試験を受けなければ、結局看護婦ぐらゐの待遇しか与えられないのだからというふうな意味の話をされたという二、三の口がそろつていっているというふうなことは、あるいはまた厚生省の方が言われたんじやないかということも私も感じますから、この委員会ではそういう三婦協会に出られて聞いた人をお呼び出したいたしまして、一応そういうことを言われたかどうかということをお確かめ願うというのも、一つの方法じやないかと思ひます。国会がこういう国民のためを考えた法律をつくりまして、行政府である厚生省自体が、そういうふうな突に悪辣な手段をもつてこの行政措置を妨げるといふようなことになりますと、国会の權威はどこにあるかといわなければならぬのであります。これは委員長におかれまして、徹底的にお取上げいただき、お調べ願わなければならぬ問題でございますから、私もたいした聞くとことによりますと、国立第一

病院においても、厚生省側はそれ似た答弁をしておるやうでありますから、そういうところにおいて話されたことに對しまして、聞いた看護婦さんが大勢いるはずでありますから、そういう人をこの委員会にお呼び出しを願ひまして、お調べを願ひたいと思ひます。

○松永委員 ただいま高橋、福田三委員からの御意見の発表がありました、それでそれとあえずかようにいたしたいと思ひます。この問題は、少くとも憲法において、国会は国権の最高機關であるということに認めております。今日、国会の審議権を無視して、公務員がこれとかくの批評を下し、この執行をばむということがあつたらば、われわれ国会は何の必要もない、厚生委員会を放棄してもいいのだ、こういう考え方も持たますが、一応ひとつ厚生大臣の責任において、国会が終了間近になると困りますから、三日以内に御調査をくださつて、正式の調査報告書を委員長の手元までお出しを願ひ、それによつては、さらに当委員会でもひとつ査問に付して進んで行きたい、かように存じます。それでよろしゅうござりまするか。

○松永委員 それではひとつ平澤政務次官の御責任で、当該、久下医務局長、金子看護婦隊長から、ただちにその事実をお調べくださつて、歪曲をせずにありのままを御報告を願ひ、それに対する御処置、方針、そういうこともをひとつ文書でもつて私のところまで御報告を賜りたいと思ひます。明日は日曜でございますから、はなはだ性急なことを申し上げますが、二十三

日中に御回答願つて、それによつて当委員会としても考えるところがある。国会の權威を保持する上において、これは委員会でもなしに、全国会をあげてこの問題を処理したい、かように決意をしておりますから、どうぞさうにお願ひをしたいと思います。

○平澤政府委員 ただいま委員長から仰せがありました、私はこの委員会においてさういふ御要請が今きまつたのでござりますが、このことは、あるなにかかわらず私もこの席で耳にしたことでもありますし、私自身の意見も述べたのでありますから、もしそのことなかつても、私はやらねばならぬと突は考へておりました。今委員長から仰せがありましたそのことを、必ずそれまでの間にいたすようにいたします。

○金子委員 以上の問題は、ただいま委員長からの御発言によりまして、政府の責任において回答していただくというので、一応私も賛成するものであります。この際お聞きしておきたいことは、とかく政府は重要な問題ができて参りますと、ただちに単なる諮問機関だとか、あるいは法的に根拠のあるものもありませんが、いろ／＼な審議会なり委員会というふうなものを設けて、そしてややとするとその委員会というものは全部の国民の中から出たエキスパートの集まりである、従つてそこでの結論が最高のものだといふようなことを、言葉としては押しつけがないのであります。ややとするとさういふような口吻もあり、またさういふふうな形においてそれを基礎にした法律案というものを国会に投げて来る慣例が、最近非常に多くなつてい

のであります。それにつきまして、たとえば医療問題につきましてもその通り、私も医療問題については、去る国会におきまして、医療分業の問題は非常に重大な問題だから、この両調査会のできたことは、それは真剣に研究をする意味において了とするが、その研究調査の過程における会議の進行状況なり、あるいはそこへ出て参りますところのデータは、常にわれわれ／＼にも一緒にそれを公開され、配られて、そして国会の立場も一緒に研究すべきじやないかというのを私が申し上げたときに、政府はそれはしごくけつこつなことだからさういふふうにはやりたくないことを約束しておるのであります。しかしながら、その後において、一回も、委員会の審議がどうなつているとか、こういう過程へ来ておるとか、ないしはさういふふうなデータによつてさういふ意見だといふ報告もありませんし、また合議もないのであります。そして今度はその答申があつたからといつて、一気呵成に法律をつくつて政府案としてこへ出して来るというので、私は権限問題でなく、ほんとうに国民のために正しい法律をつくつてあげるといふ点からいつて、非常に遺憾に思ふのであります。従つてこの際一つお伺ひしたいのは、例の問題になつておる看護婦制度審議会というものは一体いつまで諮問機関として置くのか、永久にずつと置かれるのか、どういふ段階でピリオドを打つか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○久下政府委員 看護婦制度審議会は、すでに廃止をいたしました。

○松谷委員 今次長は、ただ廃止をい

た聞くとことによりますと、国立第一

急なことを申し上げますが、二十三

た聞くとことによりますと、国立第一

た聞くとことによりますと、国立第一

たしましたというお答えでありましたが、前年つづられた審議会は廃止になりまして、また新たなメンバーによつて審議会がつくられているというご承知のとおりですが、それはいかがでございますか。

○久下政府委員 ただいまさようなのはつづつておりません。

○松谷委員 なお今後つづられる意思がございましてよろしく。

○久下政府委員 ただいまのところは、将来さういふものをつくることを考えておりません。

○福田(昌)委員 これは余談になるかもしれませんが、審議会なるものが、とらの威を借りたきわめて非民主的な傾向を持つておられるのであります。私も非常に感じているのであります。ことに看護婦制度審議会なるものは、その代表的なものであつたということを感じます。ただいま医務局長の御答弁によりまして、さういふものは今のところおつくりになる意思はないというお話でありまして、将来あるいは変更になりまして、看護婦制度審議会なるものを新たにおつくりになるといふようなことがあるとしたら、日本の国民のための政治という観点に立つて、自主性のある審議会をおつくりになつていただきたいと思つておられます。非民主的な衰微のそでに隠れてとやかかくするといふような、さういふことをこの際断然排斥することを要望いたしまして、私お願いにかえておきます。

○松永委員 次に、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続いて質疑を続行いたします。

○場委員 ただいま政務次官がお見えになつておりますし、児童局長がおいでになりますので、これに関連して厚生省にお尋ねいたしましたと思うのでございます。

御存じの通り児童福祉大会は、本日をもつてピリオッドを打つたのでございます。いろいろな決議をし、真剣な討議が闘わされたことであらうと思つておりますが、私は、残念ながら時間がございませんでしたので、開会日しか行けなかつたのでございまして、政務次官もいろいろと出ていただいたこと、私思うのでございまして、これらが今日決議事項といたしまして、平衡交付金の中に含まれたこの児童福祉関係の予算というのに対する陳情を始めております。御存じの通り専門員室からも参考資料が出されておりますが、これをまたたくも、私たちは当初におきました、この児童福祉法の施設関係の裏づけとなるべき財政面の取扱いが、平衡交付金の中に含まれるということ、大いに考慮いたしまして、委員会においても政党政派のいかに聞かず御質疑があり、政府に対して要望もしたのでございまして、しかるに案にたがわずこの平衡交付金は、土木産業または経済であるとか、はでな面にうんと食われまして、今日では非常に乗額を許さない状態にございまして、この平衡交付金の中に含まれるところの児童福祉関係の予算といふものに対して、政務次官は今日いかなる考えをお持ちになつておられるか、まず最初に政務次官の御所見を承りたいと思つております。

○平澤政府委員 私は、この問題については、この委員会のおおむねの意見は承つておるのであります。同時に、御承知の通りわれわれ政府といたしましては、本日上程されておりますこの児童福祉法を、さういふふうにかえて行きますというご承知のとおりでございます。対して一歩ずつでも改善して、福祉を増進して参りたい、さういふことから増進した参りたいのでございまして、それと同時に、すべてのことが一ぺんに飛躍いたしました、何もかも整うといふことになりまして、それも越したことはございせん。また私どもも、いたしたいのであります。しかしながら、一ぺんにその理想の段階まで行かないといつても、私どもはあらゆる努力をいたしまして、その目標に邁進したいと思つておるのであります。本日ここに上程せられております法律案も、そのわれわれの目標を一歩ずつでも具体化して参るといふこと、一歩だと御了解願ひまして、それから逐次さうした財政面においても、十分な配慮が参りますように働いて参りたい、かように存する次第であります。なお私の足らざるところについては、今児童局長もここに御座るから、局長からまた補足いたしましてお答えいたします。

○場委員 持に申し上げておきたいのは、平衡交付金は、私たちの常識から考えて、この三箇年を過ぎまして、ほとんど年額三百億ぐらい削減されて参りました。これの連続でありますので、赤字地方財府の中に、少な目に送られておられるところの平衡交付金の中から、児童福祉行政に受けるかという算が、これは事前から常識でもはつきりわかつておりました、私たちが全国津々浦々歩いてみますと、それ

県におきましては知事、末端に参りましては市町村長という方々のその色合によりまして、相当な開きもあるようでございます。良心的な処置をしておる府県並びに市町村におきましては、ある程度見るべきものがあるかもしれませんが、全国的に見て、幼い厚生行政の将来を非常に暗澹たらしめておると思つてございまして、でありますから、この平衡交付金が交付されず場合に、ひもつきにするということ、はできないことであるといふことに、少くとも今日においてはなつておりますが、ひもつきにできないならば、いわゆる各地方団体に交付されておりました以前の困庫補助金制度にいたしましたかなければ、現段階においては、この児童福祉法という法律さえも守ることができない、かように考えておるのであります。ちやうど今民間団体からも強い要望がございまして、われわれ厚生委員会におきまして、この点非常に懸念いたしました。政府に御忠告申し上げて来た案件でございまして、児童の問題とは別にいたしましたので、憲章も制定された今日でございまして、これにはひとつ十分に力を盡していただく。そして大蔵省とも強硬な折衝をしていただき、なお厚生省だけで不可能な点がございまして、ならば、われわれ協力申し上げたいと存じますので、密接な関係をとつていただき、児童福祉のために、どうかこれを来年度の予算には実現していただきたい、私はかように思つておりますので、どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○松谷委員 ただいま堤委員から詳細な御意見が出ましたので、こまかいことは省きますが、現在のようなせつかくの児童福祉法の精神を生かし得ないで流用されておられるところの平衡交付金の取扱い、これを堤委員の御発言のようを、補助金制度として行つたこと、を、一体当局はどのように考えておいでになるのか、その点のお答えをいただけたので、当局のお考えを伺わせていただきたく思います。

○高田政府委員 私からお答えいたします。御指摘のように、児童福祉関係の費用が、平衡交付金に入りましたために、現状においては遺憾な状態が出て、現行におきましては事実でございまして、厚生委員会報告書の中にも取上げられておりますような状況でございまして、このことは、平衡交付金制度がいまいとか悪いとかいふことではな、現在の平衡交付金制度のもとにおいて、私どもは何とも意見を持つておらず、私どもは、今日の段階においては、私どもの方の仕事が多うまに行つておられないといふことは、率直に認めざるを得ないと思つて、従いまして、この仕事に責任をもつております一局長といたしましては、御指摘のよう補助金にこれを組みかえて行きたいという希望を持つております。しかしながら、これは一主管局長の意見でございまして、いろいろとはかの事情もございまして、それが実現するかどうかというところは、皆様方のお力にやるところが非常に大きいだろうと存する次第でございまして、

○松谷委員 当局のお考えはわかりました。なお今後の問題は、大蔵当局と

いましてきょうなことを十分にやつて参りたいと思つております。一昨日から開かれました全国の児童福祉大会におきましても、この憲章の普及徹底ということを議題といたしまして、特別部会を設けまして御審議がなされたようでございます。その結論がいろいろ出ておるようでありまして、その結論の趣旨に従つて、私どもも努力をいたして参りたい、かように考えております。

なおつけ加えまして、憲章の中に書いてある事柄の実現のための裏づけの予算ということにも、お触れになつたように思いますが、それは、結局政府の予算で申しますれば、各省全体の予算に關係をいたすようでございます。従いまして私どももいたしましては、自分の所管にありまして、たとえ児童福祉施設の設置費の増額をはかつて参りますとか、相談所の拡充をいたして参りますとか、いろいろ予算全体の問題といたして、その趣旨を実現するように努力をいたして参りたい、かように考えておる次第であります。

○松永委員長 それでは福田委員。ちよつと申し上げますが、平澤政務次官が、次の会合の約束の時間が来ているので、できるだけ簡単にお願いいたします。

○福田(昌)委員 前の委員の方々から、児童福祉行政に関する予算面の地方平衡交付金制度を補助金制度にかえてもらいたいという御意見でありましたが、私もまったくその意見を持つておるものでございます。厚生省御当局側も、そういう方向に対して努力をするといふことではございまして、まつたく喜んでおるものでございますが、当面

の問題といたしまして、こういう厚生省の補助金として取扱われるというところが実現いたしますまでの過渡的段階といたしまして、今日では、この平衡交付金制度のために、児童福祉関係のいろいろな施設、また措置児童に對します取扱ひ、あるいはそこで働いておられます職員、ことごとく末梢におきましては保障の待遇といたつたような面におきまして、非常に不都合な事態が現出しております。厚生省御当局の熱心な国庫補助金へのお考えのその結果を待つておれない状態に、今日はずいにあるのであります。従つてそれまでの過渡的段階といたしまして、厚生省御当局としては、さつそく何らかの手を打つていただかないことにおきましては、せつかく児童憲章がつけられませんが、現実にはまさに児童憲章に逆行している姿がとられていくわけでありまして、従つて、そういう具体的なことに当面の問題を救うところの厚生省御当局の措置を、私は承つておきたいと存じます。

○平澤政務委員 福田委員のお話も、現状では不満足であるから、過渡的措置をとれということではございますが、私ども厚生省といたしましては、ただいまそうしたことでは考えておりません。この予算の範囲内で、御議決を得ました範囲で、その執行を完全にして参りたい、こう考えておるのであります。今御指摘にありましたことについては、実はまだ考えておりません。

○福田(昌)委員 次官とされましては、あまり末梢にわたります第一線のこまかいことまでお考えになるには、あまりにもお仕事がたくさんおありになると思いますが、ともかくも各末梢

の機関におきましては、措置児童を目の前に置きながら、費用の關係におきまして、その措置に困つておる。また保障を十分に履き入れることができない、託児所においても非常に困つておる。またその職員も非常に手不足であつて、オーバークワークからだをこわしているというのが、至るところに出ている姿でございます。こういう現状をよく目をとどめられまして、ともかくもそういう第一線の、すでに麻痺を来さんとしておる状態をお考えくださいまして、児童憲章も制定されました今日でありますから、どうか厚生省御当局としては、早急にそれに対する措置をとつていただきたいというのが、私の希望でございます。

○高田政府委員 これは非常にむづかしい問題でございます。中央がどういふものか、地方が出さなければ何にもございませぬが、平衡交付金制度の本質でございますから、御承知願います。非常にむづかしい問題でございますが、私どももいたしましては、先般の国会で改正をしていただきました五十三條の二の規定——実除に最低基準を維持するに足る費用を支出しておるかどうかということの監査を強化いたしまして、なお府県当局にも十分と働きかけをいたして参る、目下のところはそれ以上には何ら手がないという状態でございます。しかしながら、いろいろな大会を通じて、あるいは關係者の熱意を通じて、地方の輿論を興して、そこへ持つて行くという大きな常道の方は残つておるわけでございますが、具体的な事務的な措置といたしましては、五十三條の二の規定を活用して、この監査を強化して行くことに

なると思ひます。

○福田(昌)委員 平衡交付金の制度のもとにおきましては、どうしても中央のお考えがそのまま功を奏さないといふことは、当然でございます。私もわかつておりますが、どうか五十三條の二の規定におきまして、できるだけ前のことを末梢機関が麻痺に陥らないのであります。

もう一つ次官にお伺い申し上げます。きいたことは、今日学校に行くまでの児童を預かります施設に、託児所また幼稚園がございまして、教育委員会の關係にありまして、託児所は厚生省の管轄下にあるというふうなことで、私どももいたしましては、こういう二棟であるというところは、あまり喜ばしいことではないかと考えておるのでございませぬ。できましたならば、こういう幼稚園に類似いたしますものも、厚生省管轄のものにいたしてこれをお扱い願いたいと思つておるのでございませぬ。厚生省御当局はどういうお考えであるかということをお伺いいたします。

○高田政府委員 幼稚園と保育所はりくつの上から申しますと、これははつきり違つたものであります。今般の改正條文の中にも、その趣旨を明らかにするような文句を一言入れていただくようお願い申し上げておるわけでありませぬ。目的はつきりと異なつておられますので、違つたわけでありませぬ。しかしながら、その実態が往々にしてあまり違わぬように運営されておることにつきましては、私これを承知いたしております。従つて、私どものただいまの考えといたしましては、はつき

りと目的が違ひ、当然両方併立してしめるべきだと考えられますので幼稚園を厚生省の所管に持つて来るという考えは持つておりませぬ。しかしながら、保育所の運営を、ほんとうに保育所らしいものにして行きますことによつて、実態が混同されがちであるその実情を正して行きたい、保育所は保育所としての本来の姿にあるようにいたしたい、その点に努力をいたして行きたいと思つております。

○福田(昌)委員 幼稚園と保育所の目的が違ふことは、おつしやるまでもありません。しかし現実におきましては、目的が違ふかもしれませぬが、内容の取扱ひ方においては、ほとんど似たり寄つたりのことが行われております。こういう観点に立ちまして、保育所の中の運営またはいろいろな監督というものが、厚生省において非常にございませぬ。従つて、私どもも、今の姿ではこれがあるが過ぎでないとおられるのであります。従つて厚生省におきまして、こういう保育所の運営というふうなことに對しまして、一層の善処をお願い申し上げます。

○松永委員長 次に、医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引続き質疑を続行いたします。金子委員。

○金子委員 この両法案の改正につきましても、いわゆる医業分業の問題であります。この法案はまだ正式に本委員会にかかつておりませぬ。予備審査の形でありませぬので、政府からの提案理由の説明その他もありません。

したが、この問題は非常に重要な問題であるから、政府の持つところの二つの調査会の過程においても、本委員会に常にその情報を入れ、データを提示して、ともに研究するようにというところをお願ひしたのであります。今度の書類を見ましたら、二つの調査会の経過の内容も、私どもは一向に知るところがないのであります。ただ両調査会の決議に基いて立法した、そうしてここへ政府案として出されたという段階だけにとどまっておるのであります。従つて、私どももこの法案に対して、まだいろいろと研究しなければ、その可否を決定する建前にならないのであります。さしあたり結論からお聞きしたいのであります。もはや会期も非常に迫つておるのであります。政府はこの法律が審議未了に終つてしまふということに、かりになつたといつたしますと、どういふ点に一番お困りになるのか、あなたの方の心情をひとつお聞きしておかぬと一問がなないのでありますから、こういう点に非常に困る点ができるということによつて、私どもも考えなければならぬと思つて、その点をひとつ率直にお述べ願ひたいと思つておられます。

○久下政府委員 私からお答えするのは、あるいは立場が違ふかも知れませんが、御質問でありますから、私がかつてお答え申し上げました。私どもは、ただいま御指摘のございました調査会の答申を受けまして、その答申を是なりと信じましたために、それに基きまして法律案の改正をお願いしておるわけでございます。さういふ立場に立つておられますので、私どもは、たいへん会期が切迫いたしましたので、御

迷惑なことは存するのであります。けれども、御審議をお急ぎいただきたい、御決定をいただくことを希望して、御決意をいただきます。ただ仮定を置かれて、審議未了になつたら困るのではありませんかという御尋ねでございます。これは現行の制度もあるわけでございます。御決意にならなければ、そのまま現行の制度をやつて行くほかにならぬと思つておられます。

○金子委員 そうしますと、両調査会の報告があつたので、そこでこれがところへん突きのようになり出されてこられたのだから、なるべくなら通つた方がいければ、通らなければ、今の法律でやるよりしようがない。その法律でも、もちろんこれは三十二年とか二十八年ということがありまふといふことになりまふか。どういふやらなければならぬといふはつきりした提案者の御意思があらば、それを伺つておくことによつて、また次第によつては会期延長をお願いしても、これはやらねばならぬと思つておられますので、その点をも一度はつきりお示し願ひたいと思つておられます。

ないといふふうに、そういう意味で申し上げたのであります。私どもとしては、くだいようでございます。提案をいたしております以上、ぜひ御審議、御決定をいただきますという希望でございます。

○久下政府委員 私どももいたしましては、大体お手元に差上げました資料によりまして、法案審議の経過の概要等も御承知いただけると思つて、またこの法律案の御審議をいただきますのに、大体のところはよろしいのじやないかと考えておつたのですが、具体的に御希望等がございまして、御希望に際しまして、資料を差出すことについて、御希望がございまして、たゞいま御指摘の中に、両調査会に出された資料と、初稿の臨時診療報酬調査会に出された資料が、実は全部で数千ページに上つておるのであります。ただいまのところ余部もございせんので、今すぐさまこれを出せといふ御希望でございます。相当の時間をいただきますが、な

内容によりましては、極力そうしたものにございまして、御希望に沿うようにいたしたいと思つておられます。

○金子委員 それでは、この問題は正式にかかつておりませんが、予備審査の範囲でありますので、今私ども十分勉強してございせんので、ただいま出された資料の範囲で十分研究いたします。また必要ならば、追つて資料を御要求申し上げたいと思つて、きよりの私の質問はこれで一応打切つておきます。

府がどうお考えになつておるかということをお承りしたい、先般から申し上げたわけなんです。総括的にひとつ申し上げますが、御報告を綿密に研究せられたはずなのであります。さういふ要求があつたのでありますから、綿密に研究をせられた結果、概括的に考へまして、医務局の方面において、この報告が全部妥当なものであつて、この通りわが国に適用してよろしいとお考えになつたのでございませうか、あるいはこの中にはわが国に適用はできないと思われた部分もあつたのでございませうか、医務局並びに業務局の両方から、ひとつお考えをこ

○松永委員 次は丸山委員。
○丸山委員 先ほど金子委員からも御発言がございまして、政府が調査会というものを、非常に重点を置かれることが奇怪だといふこと、私どもも非常に感じております。その意味で、私は前回申し上げたのであります。アメリカの薬剤師の薬事報告書を受けましたから、日数と、その間に政府がどれだけの研究を進められ、どれだけの決意をなさつたかといふことと、その日数と、それから臨時医薬制度調査会が報告書を出された本年の二月二十八日から、ただいまの政府提出の法案ができたその期間を比較いたしますと、問題にならぬほど、あつたが短かいです。問題にならぬほど、間に臨時医薬制度調査会の答申、報告と申しますか、これによつて政府が簡単に御決意ができた、それはどうの調査会といふものに対してはウエー

府がどうお考えになつておるかということをお承りしたい、先般から申し上げたわけなんです。総括的にひとつ申し上げますが、御報告を綿密に研究せられたはずなのであります。さういふ要求があつたのでありますから、綿密に研究をせられた結果、概括的に考へまして、医務局の方面において、この報告が全部妥当なものであつて、この通りわが国に適用してよろしいとお考えになつたのでございませうか、あるいはこの中にはわが国に適用はできないと思われた部分もあつたのでございませうか、医務局並びに業務局の両方から、ひとつお考えをこ

○松永委員 次は丸山委員。
○丸山委員 先ほど金子委員からも御発言がございまして、政府が調査会というものを、非常に重点を置かれることが奇怪だといふこと、私どもも非常に感じております。その意味で、私は前回申し上げたのであります。アメリカの薬剤師の薬事報告書を受けましたから、日数と、その間に政府がどれだけの研究を進められ、どれだけの決意をなさつたかといふことと、その日数と、それから臨時医薬制度調査会が報告書を出された本年の二月二十八日から、ただいまの政府提出の法案ができたその期間を比較いたしますと、問題にならぬほど、あつたが短かいです。問題にならぬほど、間に臨時医薬制度調査会の答申、報告と申しますか、これによつて政府が簡単に御決意ができた、それはどうの調査会といふものに対してはウエー

目的を達すること、すなわち今回問題になつておられますところの医薬分業というものを、アメリカの人々の客観的な立場から見まして、当然日本において行われなければならない、こういうことを申しておるのでございます。第二の点といたしましては、薬科大学の学料課程内においては、理論的及び實際的の薬学、特に調剤投薬あるいは生物科学あるいは薬局の経営あるいは薬業の倫理ということも、十分にひとつ現在より以上にやつてもらいたいというところをございまして、まことにいづれもつともなことでございまして。第三といたしましては、医薬品を調剤投薬する者は、すべて教育、免許及び設備に關し、同等の必要條件に適合すべきこと、すなわちこれは薬局あるいは病院の薬局においてもすべて同等の設備あるいは同等の免許を必要とするということでございます。

そのほかの点といたしましては、次に調剤投薬に対しては処方箋をもつて販売せしめるようにする。次は薬事法の中に、薬事審議会が主として薬剤師をもつて組織するべきように規定すること。それから次は有資格薬剤師のみが、政府諸機関における薬事活動の取扱に關する主要地位に任命せらるべきこと申すまでもないというようなこと、あるいは模範の製薬工場をつくれというようなこと等がございまして、すなわちかくのごとく多方面にわたつての勧告があるわけでございます。従いまして、これらの勧告につきましては検討をいたした次第でございます。その中で今回問題になつておりますところの医薬分業に關しまする点

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところが、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところが、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

は、第一條、十九條、二十一條、二十四條、二十七條、三十條等がございまして、これらの点に關しましては、厚生省内部において十分検討いたしましたのでございまして、さらにこれらの点に實際に移すには、これらの点に實際に當りますところの医師、歯科医師あるいは薬剤師等の協力理解なくしては、この点の解決が困難であるというところを私どもも痛感いたしました。そうして各団体等に働きかけましたところが、各団体におきましても、いわゆる三志会なるものを組織いたしました。この問題の解決に當りますところ

意味で、先ほど来お話のございました審議会両調査会が設けられた次第でございます。なおそのほかの点につきましては、たとえば教育の点あるいは薬事審議会の点。教育の点につきましては、四條から十六條及び四十三條、四十四條でございますが、この点につきましては、文部省と十分連絡し、また教育審議会で勧告の線を生かしますように私どもも協力し、努力いたしている次第でございます。

なおそのほかの條項におきましては、審議会の構成及び国家試験の点がございまして。——国家試験というものは、薬剤師の国家試験でございますが、これにつきましては、審議会における勧告の線に沿うように、薬剤師の点をふやし、また国家試験についても勧告の趣旨を生かしている次第でございます。

さらにそのほかの点につきましては、製造の問題、あるいは薬の価格の問題、あるいは監視の問題がございまして、製造の点につきましては、先般申し上げました通り、外国の技術導入に關しまして、いろいろな措置をとつておるのでございます。技術者を派遣いたしました、また厚生省におきまして技術者も派遣いたしました、また民間からも派遣いたしました、あるいは技術の提携をいたし、あるいは製造場におきましての規格薬品の機能を高めるといふようなことをやつておりました、現に非常に優秀な注射薬の製造工場等がわが国におきまできておる次第でございます。そのほか厚生省の改正につきましては、すでに昨日も申し上げました通り、第六改正薬局方を三月一日に発行した次第で

でございますが、また国民医薬品集につきましては、全面的に改正すべく目下検討中でございます。なお製造に關する監視、すなわち医薬品その他衛生資材の純度を確保いたしますため、監視員の増員を本年度の予算に盛つておる次第でございます。

以上を通り、この勧告書にございまして各條項ごとに私どもの方といたしましては慎重に検討いたしました、とるべき点は十分取上げておるつもりでございます。今日最も期待をいたしたいと思つておりますところの医薬分業の問題が、この久下政府委員、アメリカ薬劑使節団の報告にございまして、医務局の意見をまとめてございまして、お尋ねの御趣旨は、この勧告書のうち、医薬分業に關する勧告の分についてのお話であるかと存じます。前回にも申し上げました通り、私どももいたしましては、この勧告を受けまして、今薬務局長から申し上げました通り、長年の懸案の問題でもございまして、また原則的、基本的な方針といたしましては、すでに明治の初年から政府が方針を明示しておまじやうないきさつもありましたので、緊急に問題の可否を決定する必要があると感じまして、ただいま薬務局長から御説明申し上げたようないきさつも出ておるのであります。私どももいたしましては、医務局長は医療調査会の委員として会議に出席しておられますし、私もその代理として、あるいは同時に出席いたしました、機に應じまして、医務局としていろいろな意見等も申し出ておる次第でございます。従いまして、医務局といたしまし

でございますが、また国民医薬品集につきましては、全面的に改正すべく目下検討中でございます。なお製造に關する監視、すなわち医薬品その他衛生資材の純度を確保いたしますため、監視員の増員を本年度の予算に盛つておる次第でございます。

ては、この医薬分業の問題に關しましては、今申したようないきさつから、ただ単に答申がออกมาしてから、あわてて意見を答申しようということではなく、これを答申がออกมาすまでの間に医療調査会の委員として発言もし、またその発言をいたした次第にいろいろな基礎的な調査等もいたしたりしております。及ばずながら努力はいたして参つたつもりでございます。

○丸山委員 アメリカの使節団の薬事勧告書に關する薬務局長の御答弁で、医薬分業に關する部分については、簡々御実行になつておることであると考へますが、私が先ほどお伺いをいたしましたのは、私答書の中にもあります分業に關する問題についてだけではない、もちろん全體に對してわが國に適用して益ありと思われれるものについては、もうすでに実行に移されたということも聞いて、はなはだ喜んでおる次第であります。分業に關する問題は、これを実行に移す——やはりこの分業に關する問題はたくさんありますから、それに部分についても、実行に移す面について、相當の御努力があつたのではないかと、かように考へます。しかし先般申し上げましたように、何ら分業の可否に對しては、厚生省としては成案を持つておらない、原則としては、この前も御答弁がございましたが、この前森本總務課長の御答弁で、厚生省では分業に對してはやつた方が可であるか不可であるかということについては、調査会の意見を聞いてからきめるということが、確かにあつたと思つておられます。そうしますと、調査会の答申というものが二月二十八日に出て、今度の法律の改正案の

ては、この医薬分業の問題に關しましては、今申したようないきさつから、ただ単に答申がออกมาしてから、あわてて意見を答申しようということではなく、これを答申がออกมาすまでの間に医療調査会の委員として発言もし、またその発言をいたした次第にいろいろな基礎的な調査等もいたしたりしております。及ばずながら努力はいたして参つたつもりでございます。

政府案の提出までは非常に日が短かい、しかるにその基礎となつておつたところの勧告書の分業に関する問題だけが、提示せられてから、それまでかまわずにおつたわけではないかもしれないが、政府が何らこれを実行に移そうというような熱意を示されなかつた期間というものが非常に長かつた。これは私は実は非常におかしいと考えております。おかしいという意味は、その間の調査がそれほどむずかしいものであるならば、臨時医業制度調査会の報告が出た場合に、その報告の内容を御検討になるにも、よほど慎重な態度をもつて法律案の提出がせられなければならぬと考ふるのに、急遽これを出されたということに対して疑問を持つておるために、申し上げたのであります。そういう意味で申し上げたということをお含み願いたいと思つております。先ほど業務局長の御答弁で、非常に広汎なものであつて、翻訳にたいへん時間がかかつたと申されましたが、その翻訳はどこでなさいましたか。

○鹿松政府委員 厚生省渉外課において翻訳いたしました。

○丸山委員 実はこの、私の手元を持つておりますものは、薬剤師協会からの御寄附によるところの印刷でありますが、厚生大臣官房齋田晃氏の名前で、九月十三日にサムス准将から渡されました文書に対して、齋田渉外課長は九月十五日「わずかにその後二日間に『全文の邦訳を添付する』と書いてある。齋田課長は二日間でこれを翻訳して、これを添付して提出せられておるのであります。それをさらに、別な機関であるかと考えておつたが、同じ渉外課において非常に時間がかかつたというお話でございますが、これはこの印刷の誤りでございませうかどうでございませうか、その点を明瞭にしていたらだいたいと思つております。

○丸山委員 本日はただ概括的なことだけお伺いしておいて、詳しいことは次会に譲ります。

○松谷委員 時間の都合がございませうので、質疑は次にまわさせていただきます。資料のお願いだけいたしたいと思つております。

○松永委員長 速記録は参議院の分も衆議院に配付になつておりますが、時間が遅れますので、何とか便法を講じまして、入手できるような方法を相談いたしてみます。

委員会は明後二十一日午後一時より開会することとし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時二十七分散会

〔参照〕
検査法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁